改正鉱業法の概要

平成24年2月17日

近畿経済産業局
資源・燃料課

Ⅰ 改正のポイント

①鉱業権を取得する者についての許可基準の追加

適切な主体による合理的な資源開発が行われるよう以下の許可基準を追加。

・技術的能力　・経理的基礎　・社会的信用

②鉱業権設定等に係る新たな手続き制度の創設（特定区域制度）

特定鉱物（石油・可燃性天然ガス等その他政令で定める）について、従来の先願主義による出願手続きを見直し、国が区域を指定して開発者を募集。申請者の中から最も適切な者に対して鉱業権設定の許可を与える。

③鉱物の探査に係る許可制度の創設

鉱物の探査（地震探査、その他省令で定める探査）を行う者は、事前の許可が必要。

Ⅱ 鉱業権を取得する者についての許可基準の追加について

（ｉ）鉱業出願を行う場合（法第２１条、規則第４条）

（旧法）

①願書
②区域図
③鉱床説明書（採掘出願の場合）
④添付書類
・戸籍謄本、登記事項証明書等

（改正法）

①願書（様式第2）
②区域図（4葉）
③鉱床説明書（採掘出願の場合）
④添付書類
・戸籍謄本、登記事項証明書等
・事業に要する資金の額及びその調達方法を記載した書類並びにこの資金の調達方法を確認すべき書類
・事業計画書
・主たる技術者の履歴書
・鉱物の掘採に係る体制を記載した書面
・法第29条第1項第3号イからハまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
・法人の場合は、直前3事業年度の貸借対照表及び損益計算書、定款、役員の履歴書
・その他経理的基礎及び技術的能力を確認するために必要となる書類

租鉱権の設定申請も同様

★事業に要する資金の額及びその調達方法を記載した書類とは

- 実際の事業に必要となる設備資金、運転資金を含めた操業資金の額（当面2年程度の資金）
- 調達方法（自己資金、親会社からの借入、金融機関からの借入、letter of intent 等）

★資金の調達方法を確認すべき書類とは

- 借用証書の写し等（確実性が確認できるもの）

★出願時に資金等を有していない場合でも事業実施に至るまでに資金等を確保しうる確実性を有していればよい。

★事業計画書とは

- 様式第2の1

1．目的とする鉱物の掘採計画　2．掘採の方法　3．掘採を行うための資金計画
4．掘採を行うための体制　5．予想される鉱害の範囲及び態様
6．目的とする鉱物又はそれと類似のものに関する掘採の実績
7．鉱業権（租鉱権）の設定を受けようとする区域における探鉱の実績

★主たる技術者の履歴書とは

- 技術者の組織・体制、主たる技術者の実務経験、経歴を記載した書面
- 目的とする鉱物と同種の鉱物の開発（掘採方法が類似している場合も含む）に係わる経験を有していることが主な条件
- 法人として開発経験を有していた場合であっても、主たる技術者の実務経験、技術力が確認されなければ認められない。他方、法人としての開発経験を有していない場合であっても、開発経験を有する技術者を確保していれば良い。

★法第29条第1項第3号イからハまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面とは

・鉱業法又は鉱山保安法に係る違反等が無いことを誓約する書類

・鉱業法、鉱山保安法に係る違反による処分
・鉱業権の取消しを受ける
・役員のうち上記のいずれかに該当する者がある（法人）

⇨ 2年を経過していない者

★鉱物の掘採に係る体制を記載した書面とは

・開発に係わる組織・体制を記載
・事業の一部を請け負わす場合は、当該請負先を含めた体制を記載

★その他経理的基礎及び技術的能力を確認するために必要となる書類とは

・法第109条に定める鉱害賠償が生じた場合における支払い能力を証する書面
具体的には、保険の付保証明、賠償に係る準備金の証明等

（ⅱ）鉱業出願人の地位を承継する場合（法第35条、第36条、規則第8条）

（旧法）

出願人の名義変更届の提出。
届け出ることで効力が生じる。

（相続その他の一般承継の場合は、遅滞なく届け出ること。）

（改正法）

地位の承継に係る鉱業出願が必要。

（相続その他の一般承継の場合も、同様に鉱業出願が必要。承継しない場合は、遅滞なく届け出ること。）

様式第５
（添付書類）
出願時に必要な添付書類と同様のもの。

（iii）鉱業権を譲渡しようとする場合（法第５１条の２、規則第１４条の２）

（旧法）

鉱業権の移転登録申請書の提出

↓

（形式審査）

↓

登録。

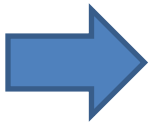

（改正法）

鉱業権の移転申請書の提出

（様式第１２の１）

↓

許可通知

（審査基準）

・経理的基礎

・技術的能力

・社会的信用

鉱業権の移転登録申請書の提出

・30日以内に登録免許税を納付・申請しない場合は、失効

・登録権利者のみで申請可能

↓

（形式審査）

↓

登録

（ⅳ）鉱業権を相続その他一般承継する場合

（法第５１条の３、規則第１４条の３、４）

（旧法）

相続（会社合併）による鉱業権の移転登録申請書の提出

↓

（形式審査）

↓

登録。

（改正法）

相続その他一般承継があった日から3ヶ月以内に届出（様式第12の2）

適合する場合 ↓

（適合通知）

適合しない場合 ↓

（譲渡すべき旨の通知）

（基準審査）
- 経理的基礎
- 技術的能力
- 社会的信用

6ヶ月以内に譲渡

鉱業権の移転申請

↓

（許可通知）

（基準審査）
- 経理的基礎
- 技術的能力
- 社会的信用

鉱業権の移転登録申請書

（登録権利者のみで申請可能）

↓

（形式審査）

↓

登録

（ｖ）その他

①出願が同種鉱床の鉱区と重複する場合の取扱について

・改正法では、同種鉱床の鉱区、鉱区禁止地域又は特定区域と一部重複する出願は、そのままでは許可できなくなる。
（一部不許可処分はなくなる）
・許可を受けるには、法第137条の規定による修正命令により、区域図の修正をしていただくこととなる。

②既存の出願の取扱について

・既存の出願についても、新許可基準を適用。
・新基準の適否を審査するため、許可できる状況になれば法第137条の規定による書面の補充を命じ、確認させていただくこととなる。

Ⅲ鉱業権設定等に係る新たな手続き制度の創設（特定区域制度）

（ｉ）特定鉱物とは

・石油、可燃性天然ガス（法第６条の２）

・海底又はその下に存在する熱水鉱床をなす金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、そう鉛鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、水銀鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱、トリウム鉱及び重晶石（政令）

・海底又はその下に存在する堆積鉱床をなす銅鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ニッケル鉱及びコバルト鉱（政令）

・アスファルト（政令）

（ⅱ）特定区域の指定（法第38条）

①国は、必要があると認めるとき区域を指定。

- 面積：最小鉱区面積以上
- 同種の鉱区及び出願地と重複しない区域
- 他の特定鉱区と重複しない区域

②国は、特定開発者の募集に係る実施要領を定め公示する。

（実施要領）
- 特定区域の所在地
- 特定区域の面積
- 設定する鉱業権の種類及びその目的とする特定鉱物の名称
- 特定開発者の募集を開始する日及び募集の期間
- 特定鉱物の掘採計画を定めるべき期間
- 特定開発者を選定するための評価の基準
- その他、特定開発者の募集に必要な事項

募集期間は、6ヶ月を下らない期間を定める。

（iii）特定区域における鉱業権の設定申請（法第39条、規則第22条の2）

（申請書類）
- 申請書（様式第13の1）
- 区域図（様式第26　4葉）
- 事業計画書（様式第13の2）

  特定鉱物の掘採計画
  掘採の方法
  掘採を行うための資金計画
  掘採を行うための体制
  予想される鉱害の範囲及び態様
  省令で定める事項（掘採の実績、探査の実績・鉱床の評価、販路等）

- 添付書類

  一般鉱業出願と同様、技術的能力、経理的基礎、社会的信用の審査に必要な書類

（提出先）海域：資源エネルギー庁
陸域：管轄経済産業局

（iv）特定開発者の選定等

国は、審査基準及び評価の基準により、最も適切な者に許可を与える。
また、許可を受けた者は、30日以内に登録手続きを行う。

Ⅳ鉱物の探査に係る許可制度の創設

（ｉ）鉱物の探査とは

鉱物資源の開発に必要な地質構造等の調査で一定の区域を継続して使用するもの（鉱物の掘採を伴わないものに限る）

・地震探鉱法（人工的に振動をおこすことで地震波を発生させ、その反射波を検知する方法をいう。）（法第１００条の２）
・電磁法（電磁波を発生させ、生じた電磁場の変化を検知する方法をいう。）（海域において行うもの）（規則第４４条の２）
・集中的サンプリング探査法（底質を収集する機器を用いて、底質を集中的に収集する方法をいう。）（海域において行うもの）（規則第４４条の２）

（ⅱ）鉱物の探査の許可申請（法第100条の2、規則第44条の3）

申請

・申請書 （様式第35）
・区域図 （3葉）
・誓約書等

（提出先） 海域：資源エネルギー庁
陸域：管轄経済産業局

審査

許可の基準（法第100条の3、規則第44条の8）

水管等が損傷を受け無いような措置
危険防止措置
適切な実施体制
適切な実施計画　等

許可証

許可には条件を付すことができる。

探査結果の報告を命じることができる。（法第100条の11）

★鉱業権者が施業案により自鉱区内の探査を行う場合も申請許可が必要

Ｖその他

（ｉ）鉱業権の取消事由の追加（法第５５条）

①第２９条第１項第3号イ又はハに該当するに至つたとき。
②第４８条第１項又は第４９条第１項の規定による命令に従わないとき。
③第５１条の３第１項の規定による届出をしなかったとき。
④第５１条の３第２項の期間内に鉱業権の譲渡がされないとき。
⑤第６２条第１項若しくは第２項の規定に違反して事業に着手しないとき、又は同条第３項の規定に違反して引き続き一年以上休業したとき。
⑥第６３条又は第６３条の２の施業案によらないで鉱業を行つたとき。
⑦第１２０条の規定による命令に従わないとき。
⑧鉱山保安法第３３条第２項、第３４条又は第３５条の規定による命令に従わないとき。

（ⅱ）事業着手及び事業休止の認可（法第６２条）に係る運用の厳格化
（権利濫用の防止）

（未着手等の事由）

【採掘権】

・天災地変により着業できないとき

・鉱業権の設定又移転の登録があった後、６箇月を経てなお事業に着手する準備が完了しないため着手できないとき（ただし、事業着手の延期があった期間を経過した後重ねて期間を延長しようとするときを除く。）

・鉱業用地につき、借地又は買収交渉が遅延しているとき（ただし、誠実に交渉中であると認められるときに限る。）

⋮

★単に経済事情の変動により採算が取れないことを事由とすることは、認められない。

★認可期間満了前に行われた「予告通知制度」は廃止

（ⅲ）特定鉱物の鉱区面積は、特定区域の面積が最大面積となる。
（法第１４条）

（ⅳ）特定鉱物の採掘権は、租鉱権の対象とならない。（法第１３条）

（ⅴ）石油、可燃性天然ガスに係る試掘権の存続期間は、４年となる。
なお、期間延長できる回数は、２回となる。
（法第１８条）

（ⅵ）権限の委任（規則第６１条）

	陸域	海域
特定鉱物	経済産業局長	経済産業大臣
特定鉱物　以外	経済産業局長	経済産業局長
探査の申請	経済産業局長	経済産業大臣

（vii）罰則規定の見直し及び水準の引き上げ（法第１４７条～第１５２条）

（例）

・偽りその他不正の行為により鉱業権の設定又は移転の許可を受けた者

５年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金	⇒	５年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金

（viii）鉱業法関係手数料令の改正

（例）

試掘権の設定願	61,700円	→	71,800円
採掘権の設定願	97,700円	→	112,600円
鉱業原簿の閲覧	750円	→	820円
鉱業原簿の謄本	900円	→	980円（用紙１枚につき）

（ix）経過措置等

・改正法施行前に設定された石油を目的とする試掘権の存続期間は、従前どおり

・改正法施行前に相続その他一般承継によって鉱業権を取得した場合は、改正法第５１条の３第１項による届出は不要

・改正法施行前になされた出願、申請等は、改正法の規定に基づいてなされたと見なす

・旧法により、報告、届出その他の手続きをしなければならないとされている事項で、改正法施行前にその手続きがされていないものについては、改正法の相当の規定による手続きがされていないものとみなす

等

Ⅵ最後に

改正鉱業法　公布年月日　:平成23年7月22日

〃　　施行年月日　:平成24年1月21日

改正鉱業法に関する問い合わせ先:

近畿経済産業局
資源エネルギー環境部　　資源・燃料課

TEL. 06－6966－6044
FAX. 06－6966－6090